

企業で必要な対応を解説！

主催：長門商工会議所・ながと青色申告会
公益社団法人 長門法人会

「改正電子帳簿保存法」

受講
無料

対策セミナー



令和6年1月から、請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データ（メール等）を送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存する事が必要です。

本セミナーでは「改正電子帳簿保存法」に従った保存方法について詳しく解説するとともに、実務のポイントについてもご説明致します。

日時 令和5年12月7日(木)

13:30~14:30 (セミナー)

14:30~14:45 (よろず支援紹介)

会場 長門商工会議所 3階 大会議室

定員 30名 (先着順にて締め切ります)

お申し込み

下記申込書に必要事項をご記入のうえ、**11月24日(金)**までに
FAXまたは二次元コードにて、お申し込みください。

☎ 長門商工会議所 支援課

TEL: 0837-22-2266

FAX: 0837-22-6490



講師紹介

山口県よろず支援拠点コーディネーター
高田啓一 税理士事務所・代表

高田 啓一 (たかた けいいち) 氏

【講座内容】

- ◎電子帳簿保存法の改正のポイント
- ◎電子取引情報の具体的な保存方法
- ◎小さな会社が注意すべきポイント

[こんな方におススメ]

- 電子帳簿保存法って何？
- ネット通販をよく使う
- メールで請求書・領収書等の受け渡しをすることがある

◎ 山口県よろず支援拠点とは・・・

山口県よろず支援拠点は、国が設置した経営相談所です。

相談者の成長ステージに応じたサポートを行います。幅広い領域における資格と専門職をもったコーディネーターが相談対応を行います。

12/7 (木) 開催 「改正電子帳簿保存法」対策セミナー 受講申込書

長門商工会議所 行 (FAX 0837-22-6490)

※このままのサイズで FAX してください。

事業所名		メール (必須)	
所在地		TEL	
受講者名		FAX	

※本申込書にご記入いただいた個人情報は、当所及び山口県よろず支援拠点からの連絡・情報提供のために利用することがあります。